

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 人は最大の経営資源..

先月の横総経営塾のテーマは「人材育成」でした。大手損保会社の国内トップ営業からコンサルティングファームの役員として上場を実現し、現在は私ども事務所のお客様である医療法人の事務長を努めながら、人事研修に多数の指導実績を持っているSさんに講師をお願いしました。

### ● 最大の経営資源「人」..

私たち中小企業の人・物・金・情報という経営資源の中で、最も重要なハズの「人」ですが... 人材育成にお金や時間をかける中小企業の割合は非常に少ないのが現状です。少子高齢化、人口減少、景気回復による人手不足等々... 私たち中小企業を取り巻く「人」の問題はますます厳しく大きな課題となっています。元々少ない人材を、大切に磨き上げて「人財」に育てられるかは否かは、中小企業の最大の課題のひとつであると思います。

セミナー前にご挨拶がてら雑談をしていると... 「人材の採用や育成に関するニーズは多いですが、順番をつけずに競争を避けて来たゆとり教育世代について今一番多いニーズは転職慰留コンサルです」というお話を聞いてビックリしました。

競争の厳しさや逆境に弱いのに自分が認められたいという意識とプライドだけが高い世代... 自分自身と向き合う力も社会との関係性を理解する力も乏しいので、「自分の居場所を変える」ことにより目の前の壁を避けようとする意識が顕著のようです。

そんな転職希望者を自分と向き合わせる手法についてお聞きしました。

### ● 転職の本質とは

まず、自分が大切にしている6つの人生の要素について、各項目5点満点で現状の満足度を自己採点してもらいます... 例えば「今は、仕事3点、時間2点、収入3点... 等々で合計15点」。次に、転職後の自分の予測人生の要素満足度を自己採点してもらいます... 「転職したら、仕事3点、時間4点、収入4点... 等々で合計19点」。転職をすれば、仕事のやりがいこそそこそこだけど、時間の余裕も生まれ、趣味に充てる余裕も出て、収入も増える、バラ色の生活が待っている??... アホかいな！

そんなバカなことがあるわけが無いでしょ！自分の実力が何も変わらないのに、何で居場所を変えただけで合計15点が19点に増えるの？

つまり、転職とは「自分の持ち点の振り直し」であって、「持ち点を増やすこと」には繋がらない。それどころか、中途採用となれば慣れない場所で即戦力としての実力の発揮を求められる訳ですから、再出発するに当たっては持ち点が減ることは十分考えられます。だったら、今の場所でまず最初の壁を乗り越えて成長することが、自分の持ち点を増やして、自分の思い通りの未来を創る一番の近道じゃない？

... と冷静に自分と向き合わせるよう説明するとのことでした。

### ● すべては自分の選択！

なるほど~~！壁にブチ当たったら居場所を変えて逃げ続ける人は、ゲームのリセットを繰り返して何度もスタートに戻ることを繰り返すだけで、成長せず人生の持ち点を増やせない人なのかもしれませんね...。つまり、今現在の自分はすべてが自分自身の選択の結果であり、環境や他人のせいでないということだと思います。まったくその通りですね... とても良いお話をお聴きました。

## ◆ふるさと納税

地方間格差や過疎などの税収の減少に悩む自治体の格差是正を推進するための新構想として2008年に創設された制度です。寄附者がその用途を指定できる唯一の制度となっており、寄附者の想いを直接自治体に届けることができます。今回はその『ふるさと納税』についてご説明します。

### ● 特徴

#### ① 特産品がもらえる!

寄附をすることによって宿泊券や施設の優待券、食べ物(肉・米・パン・果物等)、化粧品、工芸品、装飾品等欲しいものを選択し、その特産品をもらうことができます。

#### ② 生まれ故郷でなくてOK!

寄附をする地域は生まれ故郷や現在の住所に関係なく選択できます。ふるさとへの恩返しという面と好きな地域を応援するという面をもっています。

#### ③ 税金が控除される!

年末調整で控除することができないため寄附金控除を受けるためには確定申告をする必要があります。所得税控除額、個人住民税控除額ともに2,000円を超える部分が対象となります。

確定申告をすると所得税はその年の税額から控除されます。還付金が発生する場合は約一ヵ月後に税務署から自分の口座に直接振り込まれます。住民税はその年の翌年の住民税から一定額が控除されます。

#### ④ 使い道を指定できる!

寄附金の用途を指定できます。自然保護(動物の保護活動や森林、水資源等環境保全等)、子育て支援、高齢者福祉、観光、震災の復興等から指定できます。

#### ⑤ 複数の自治体から選べる!

寄附を通じて複数の自治体を支援できます。

### ● いくら控除される?

年収700万円の会社員が30,000円(所得税率20%)を寄附した場合

(1) 所得税  $(30,000円 \Delta 2,000円) \times 20\% = 5,600円$

(2) 復興特別所得税  $5,600円 \times 2.1\% = 118円$

(3) 住民税

①基礎控除額  $(30,000円 \Delta 2,000円) \times 10\% = 2,800円$

②特例控除額  $(30,000円 \Delta 2,000円) \times \{90\% \Delta 20\% \times 2.1\% \} = 19,482円$

③ ①+②=22,282円

(4) (1)+(2)+(3)=28,000円

\*所得金額と寄附金額によって控除される額が異なってきます。

### ● 確定申告をする際の注意点

ふるさと納税を行うと、後日、その自治体から寄附金証明書が送られてきますので、その証明書を添付し確定申告をする必要があります。電子申告により申告をする場合は、領収書の添付は必要ありませんが、5年間の保存義務が生じます。

また、会社もふるさと納税をすることができます。寄附金は支出先によって損金の額に算入される額が異なってきますが、ふるさと納税は全額損金算入することが可能な国・地方公共団体に対する寄附金に該当します。

ご不明な点がございましたら担当者までご相談ください。

## ★ 後継者育成塾

私ども事務所では神奈川・東京の税理士・会計士仲間と東京で「後継者育成塾」を主催し、たくさんのお客様に参加していただいておりますが、逆に、私ども事務所の後継者も私の師匠でもある長崎の岩永会計グループの「福岡：後継者育成塾」に参加させていただいております。

その岩永会計：第3期福岡後継者塾の卒業式に参加してきました。二ヶ月に一度、一泊二日でディスカッションを中心にした「思考力」「数字力」「モチベーション力」を高めるための計12回、2年間の育成塾... 第1期にはオブザーバーとして私が参加し、第2期には娘の遥香が参加させていただき、今回の第3期にはパートナーの山本が参加をさせていただき卒業式を迎えました。

### ● 後継者育成塾卒業式！

九州全土、広島、山口、横浜から集まった12人の参加者は、女性は山本一人で30代の若い後継者が多いのが特徴でしたが、既に社長になっている40代の社長もいらっしゃいましたし、この2年の間に会社を引き継ぎ社長になった方もいらして、バラエティーに富んだメンバー構成だったようです。

卒業式では、第1期で一緒に勉強した「タクシヨク（現在はWATAMIタクシヨク）」の園田君のお父さんである創業者の園田義夫さんや、遥香と一緒に学んだ宮崎の高栄産業の佐藤社長にもお会いできて、とても楽しい時間を過ごさせていただきました。

卒業式は各社の社長が参列する中、各参加者が一人ずつ自分で創った自社の経営計画を発表しました。

その中でも、パートナーの山本の「紡ぐ」「棄却」「信頼」の三つのキーワードを基にした、後継者としての迷いや、この二年間の成長の軌跡と覚悟についての発表は、深く自分と対峙したとても素晴らしい発表でした。発表を聞くだけでも彼女がこの二年間どれだけ素直に自分と向き合い深く思考したのかがハッキリと分かります。「後継者育成塾に行きたければ行かせるよ」という私の一言で、激務の中、自分で決断し時間を作り、自分と真正面から向き合う厳しい場を選択したことは、経営者として最後に求められる資質である「絶対に自分から逃げず、自分と対峙し続けられる思考力」の一端を彼女自身が自分の選択で手に入れたことの現われであると感じられました。それも、私が接しているお客様の経営者や税理士仲間と比べても、次元の違う一段深い思考力を身に着けたと、本当に誇りに思います。

16年前に新卒で入社し、5時になると「所長～、今日はデートなのでもう帰ってもいいですか～？」とピーピー鳴っていた頼りないヒヨッコが、ここまで立派に自分と向き合える自立した女性になり、事務所の後継者に育つとは夢のようです... 「人は志さえあれば自分の思ったように変化し成長できる」... という言葉の意味がホントに良く分かります。

実の娘の卒業式や学校のイベントにも参加したことのない仕事人間の私ですから（笑）... 初めてのような卒業式参列で緊張もしましたが、「後継者が育った」という実感を持てる、とても感動的な一日でした。岩永会計の皆さんが私のことを「泣かそう」とするので、かえって我慢しましたが... 他の参加者の発表では何度も涙が溢れました。

### ● 後継者育成塾... 最高！

自分で体験し、合計6年間事務所からも塾に通わせていただき、本当にこの「後継者育成塾」の素晴らしさが分かります。日本の中小企業に「経営」を根付かせて、日本の中小企業を活性化させる一番の根っ子が、この「経営者になる前に、経営とは何かをしっかりと考え抜くための後継者育成塾」なのだと確信しました。

塾生仲間、岩永会計グループの皆さん、そして私たちを支えていただいているすべての皆様に心から感謝をすると同時に、私どもの主催している「東京後継者育成塾」を通して、私どものお客様である中小企業の皆様の事業承継について全力でサポートさせていただくことを誓いたいと思います。

## ★ 老老相続

今年も余すところ4ヶ月を切り、2015年からの相続税改正が目前となっています。今月は再度、贈与にスポットを当ててレポートをお送りします。

「老老相続」それは高齢の親から高齢の子どもへ相続する現状を表した言葉です。

平均寿命が延び、高齢化が一段と進む日本にあって、その傾向は年々と強まっています。

2010年の相続状況によると、全体の6割以上が80歳以上の親から50代以上の子供に相続するという状態です。逆に30代～40代の子どもへの相続は、全体の3割にも満たない水準です。

### ● ターゲットは孫

いくら資産が下の世代に移転したとしても、老老相続であれば、消費に回るお金は限定的となるでしょう。

これでは、景気の下支えにはなりません。近年、政府は教育費をはじめ、何かとお金の掛かる若い世代に財産を移転させて初めて消費は拡大すると考え、贈与のターゲットを孫に据えています。

相続税は増税するが、その一方で、贈与税は利率の一部を緩和し、子や孫への贈与を優遇する措置を拡充しています。

### ● 贈与制度の徹底活用

その代表例が教育資金一括贈与制度と相続時精算課税制度になります。ここでは2015年に改訂される相続時精算課税制度に触れておきたいと思います。

現在は、65歳以上の親から20歳以上の子どもに対してしか利用できませんが、2015年以降は60歳以上の親から20歳以上の子どもや孫にも利用できるように緩和されます。

この制度は生前にあらかじめ財産を贈与しておいて、相続が発生したときに、残された財産と贈与しておいた財産を合算し、相続税の課税額を算出する仕組みです。

いわば、相続財産の先渡し制度とも言えます。制度を利用する際は申告が必要ですが、一般贈与に比べて、非課税枠が2,500万円と大きいのが特徴です。

気を付けるべき点は、いったん相続時精算課税制度を利用すると、「途中棄権」ができないことです。

申告後に被相続人の財産が大きく増減し、制度の利用が節税に不利な状況になったとしても、相続時まで継続適用されてしまいます。制度利用の際は十分な検討が必要です。

### ● 贈与の7か条

- ①贈与は当事者間の合意が大前提（贈与契約書を作り、双方の意思を書面に残す）
- ②贈与税は財産をもらった人が払う（多額の贈与で受贈者が納税不能になる場合もあります）
- ③贈与財産はもらった人が自由に使える状態にする（通帳や印鑑は親が管理せず、必ず相手に渡す）
- ④贈与総額をあらかじめ決めない（総額を事前に決めて毎年分割で渡すと、一括贈与と見なされます）
- ⑤相続開始前3年以内の贈与は相続税の課税対象（亡くなる直前の贈与は嫁や孫にしましょう）
- ⑥生活費、教育費はその都度、必要な分だけ渡す（通常必要な学費や生活費などの贈与は非課税）
- ⑦借金の肩代わりは贈与税がかかります（リストラ等で収入がなくなり、返済困難な場合は非課税）



#### ㈱横浜総合フィナンシャルの西尾です！

今月は贈与の第1弾をお送りしました。

今後は住宅資金贈与の特例、教育資金一括贈与制度などを順番にレポートして参りたいと思っております。

贈与等に感心がございましたら遠慮なくご相談下さい。



## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

“ 使命とは命を使うこと…

命を削ってでもしたいことをいうのである ”

「命を削ってでも成し遂げたいこと」… もしそれを見つけられたのならば、そんなにワクワクする素敵な人生はないと思いませんか？命を使う、命を削る、とは自分の生の目的を見つけるということです。人生とはそれを捜し求める旅なのかも知れません。自分の身体も、自分の命も、自分のすべては… 自分の使命のためにある。そう信じます。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 7 7)

- ★ 先日、靴を買いました。靴のサイズに関しては過去に何度も失敗しているため、最近では店員に確認してから買うようにしています。いつもは靴の試し履きのときに、店員が履いている靴に直接触れて、一つ下のサイズにとか、中敷を入れるといい等のアドバイスをくれるのですが、今回は見ているだけでアドバイスは貰えませんでした。「声を掛ける相手を間違えた」と思いましたが、専門外であるならば専門の人が変わって欲しかったです。自分の仕事にも当てはまることなので、気を付けなければいけないと思いました。(KARINO)
- ★ 9月のある晩「今日はずいぶん月が明るいなあ」と感じました。ずっと天気が良くはなかったので久しぶりに見えた月で特別にそう思えたのか、大きさに目を奪われ見上げながら帰宅しました。翌日になって報道で「スーパームーン」であることを知りました。月と地球の距離が近く、普段よりも大きく見える満月のことのように。事情など何も知りませんでしたが、明るい月は間違いなく顔を上げさせひきつけてやまないパワーがありました。人をひきつけるようなパワーが欲しいなあと考えさせられる月でした。(YAMAMOTO)
- ★ 9月はじめの週末、主催する後継者育成塾に参加してきました。今回のテーマは『タイムマネジメント』。金持ちも貧乏人も平等に配分される時間を、どのように活用するのか？日々の自身の行動検証から始まり、対策検討まで考えさせられる内容です。時間の使い道を、活動ごとに『消費・浪費・投資』に区分して検証してみると、いかに『投資』時間の確保が難しいのか、浮き彫りになってきます。経営者であるならば、『投資』の時間を、月のスケジュール決定時点で埋める『覚悟』を持ち合いたいものです！(TOCHIKURA)
- ★ 同業者団体のイベントで水曜、木曜と二日続けて目白の椿山荘ホテルに泊まり、翌日の金曜日は代表幹事会で伊香保温泉ホテルの貴賓室に泊まり… せっかく伊香保まで来たし天気も良さそうだからと関越自動車道で新潟に抜けて土樽駅の先に車を止めて、谷川岳の国境稜線の縦走にでかけました。駐車場からいきなりブナの森の急登、約4時間掛かって標高差約1300mを登って茂倉岳へ。さらに、一ノ倉岳を越えて、若かりし頃何十回も通った一ノ倉沢や幽ノ沢の岩壁を見下ろしながら谷川岳山頂1977mに立ちました。天気が悪かったので山頂の肩の小屋泊まり、予約で満員の小屋で梯子の下のベンチスペースを確保！それまでの三日間とは大違いの狭くて堅い超粗末な寝床でも、心はなぜか満たされていました。十代後半から二十代前半に掛けて文字通り命を掛けて闘った谷川岳の岩壁は自分にとっての原点でもあります。独りぼっちで緑濃いブナの森や岩壁からガスの吹き上げる稜線を歩いていると… なんだか故郷に帰り着いた旅人のように心が落ち着いて、素の自分に戻り、新しい旅への意欲が湧いてきます。山はイイな〜(IZUMI)



## TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！**

日時：平成26年10月14日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

#### ★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

**第45回「侍ジャパン打撃コーチに学ぶ！！勝つ為のチーム創り！！」**

講師：侍ジャパン 打撃コーチ 小島 啓民

日時：平成26年10月16日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

#### ★ “後継者育成塾” 3期生募集中

**創業者の志を継承する「人財」を育成します！**

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります